

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 28 年 6 月 20 日現在

機関番号：12601

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2015

課題番号：24730101

研究課題名(和文)リーガル・リアリズムと法学教育

研究課題名(英文)Legal Realism and Legal Education

研究代表者

加毛 明(KAMO, Akira)

東京大学・法学(政治学)研究科(研究院)・准教授

研究者番号：70361459

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、18世紀末から20世紀中葉におけるアメリカの法学教育の起源及び変遷について検討する。その際、アメリカ法学を特徴づけるリーガル・リアリズムが法学教育に及ぼす影響に着目することを通じて、アメリカにおける法学教育の多様性を明らかにすることを目的とする。また併せて、アメリカとの比較を通じて、わが国の大学院レベルにおける法学教育の在り方を相対化することを目的とする。

研究成果の概要(英文)：This project studied the origin and the transition of American legal education from the late 18th century to the middle of the 20th century. It aimed at clarifying the diversity of the legal education in the United States, focusing on the effect of the legal realism which characterized American legal scholarship. It also intended to relativize the legal education at the graduate level in Japan.

研究分野：民事法学

キーワード：法学教育 アメリカ 比較法

### 1. 研究開始当初の背景

わが国では平成 16 年 4 月に法科大学院制度が創設された。法科大学院制度は、法曹実務家の養成を目的とした大学院レベルでの教育という意味で、アメリカのロー・スクール制度を 1 つの模範としたものといえる。そこで法科大学院制度の導入から一定期間が経過した段階において、アメリカにおける法学教育の多様性(教育理念、教授方法、教育内容に関する思潮の時間的変遷及びロー・スクールごとの違い)について検討することには、わが国の法学教育(とりわけ法曹養成目的での教育)の在り方を相対化するうえで、重要な意義があると考えられる。

### 2. 研究の目的

本研究は、18 世紀末から 20 世紀中葉におけるアメリカの法学教育の起源及び変遷について検討するものである。その目的は、アメリカ法学を特徴づけるリーガル・リアリズム思想が法学教育に及ぼした影響に着目することを通じて、アメリカにおける法学教育の多様性を明らかにすることに求められる。より具体的には、わが国の法科大学院制度がモデルの 1 つとしたアメリカの法学教育の特色(ソクラティック・メソッド、ケース・ブック、模擬裁判など)が形成された背景事情を検討するとともに、それと対抗関係に立つ法学教育の在り方を探ることが目標とされる。そしてそれらの検討を通じて、わが国の大学院レベルにおける法学教育(とりわけ法曹養成目的での教育)の在り方を相対化することが目指される。

### 3. 研究の方法

本研究の方法は、文献調査、現地調査、専門家インタビューに大別される。

第 1 に、18 世紀末から 20 世紀中葉までのアメリカにおける法学教育に関する一次文献・二次文献を収集・検討した。それを通じて、法学教育の変遷・多様性に関する見通しを得た。

第 2 に、法学教育の実相を明らかにするための調査を行った。まず、アメリカ最古の法曹教育機関であるリッチフィールド・ロー・スクールにおける法学教育の調査のため、リッチフィールド・ロー・スクール博物館・図書館での文献調査(学生の利用した法律文献、学生の作成したノート、学生規則など)を行った。また、アメリカにおいて 1930 年代以降、リーガル・リアリズムの中心としての役割を果たしてきたイエール・ロー・スクールの法学教育を検討するため、イエール・ロー・スクール図書館において原資料(ロー・スクールの創設者の書簡、学生の利用した法律文献、学生の作成したノート、大学の講義カタログ、学生規則、ロー・スクールの広告文など)の調査を行った。

第 3 に、上記の現地調査に際して、法学教育史や法文献史の専門家にインタビューをし、意見交換を行った。

### 4. 研究成果

(1) 植民地時代のアメリカには、法律家になるためにロンドンに赴き、法曹学院(Inns of Court)で学ぶ者も存在した。しかし、法曹学院における教育の質やコストの問題があったため、アメリカにおいて既に法曹実務家としての資格を有する者のもとで徒弟として訓練を受けるという方法(徒弟制(apprenticeship))が、次第に普及していった。しかしながら、徒弟制に対しては、教師役である法曹実務家が十分な指導を行わない事例が多く、批判が向けられていた。

そのような背景のもと、18 世紀後半には法曹養成に特化した私設ロー・スクール(proprietary law school)が設立されるようになった。とりわけ重要なのがリッチフィールド・ロー・スクールであり、1780 年代から 1830 年代にかけて多数の著名な法律家を輩出した。そこでは、ウィリアム・ブラックストーン(William Blackstone)の『イングランド法釈義(Commentaries on the Laws of England)』(4 vols, 1764-69)を基礎としつつも、当時のアメリカの実情に即した教育が行われた。

リッチフィールド・ロー・スクールの設立の経緯、教育理念、教育内容、学生の構成、衰退の原因、後世への影響などについては、雑誌論文において詳細な検討を行った。

(2) 私設ロー・スクール衰退の一因は 19 世紀前半に登場した大学附属ロー・スクール(university affiliated law school)との競争に敗れたことに求められる。雑誌論文ではイエール大学がロー・スクールを付設した経緯を明らかにした。

イエール・ロー・スクールは、19 世紀中葉以降、コロンビア・ロー・スクールとの競争において一連の改革を実行した。図書館の蔵書を整備し、専任の教員を採用するために、寄付金獲得によってロー・スクールの財政基盤を確立することが目指された。

また、ロー・スクールは大学との結びつきを強め、イエール・カレッジの教員がロー・スクールで教育を行うようになった。このような形でファカルティが拡大・増強された結果として、学生数に対する教員数の比率の高さというイエール・ロー・スクールの特徴が形成されるとともに、ロー・スクールの教育において学際性が重視されることになった。この後者の点が、イエール・ロー・スクールにおける後のリーガル・リアリズム隆盛の下地になったと考え

られる。

以上の研究成果については、東京大学法科大学院ローレビュー第 11 号に論文を公表する予定である。

- (3) アメリカの法学教育は 1870 年代に転換期を迎えた。ハーヴァード・ロー・スクールのディーンに就任したクリストファー・コロンブス・ラングデル(Christopher Columbus Langdell)が一連の教育改革に着手したのである。具体的には、基礎的科目から発展的科目へと展開するカリキュラムや定期試験の導入、ケース・ブックの開発、ソクラティック・メソッドの採用などである。ラングデルの教育改革は、やがて他のロー・スクールへと普及していき、今日のアメリカにおける法学教育を特徴づけるものとなった。

ラングデルをロー・スクールに招聘したハーヴァード大学総長チャールズ・エリオット(Charles Eliot)は、1860 年代にハイデルベルク大学などドイツの諸大学を訪れた経験に基づき、ドイツの高等教育制度をアメリカに導入することを試みた。ラングデルの法学教育改革にも、エリオットの教育観が影響を与えていたと考えることができる。

以上の研究成果については、今後、紀要・記念論文集などにおいて論文を公表することを予定している。

- (4) (3)で紹介したラングデルの法学教育は、20 世紀初頭に重大な挑戦を受けることになる。ラングデルの法に対する理解の前提には、裁判例などの分析を通じて法を抽象的なルールの総体として析出できるという考え方が存在していた。これに対して、法を理解するためには、法準則を生み出した政治的背景や社会状況を明らかにする必要があり、あるいは司法手続のダイナミズムへの着目が必要であることが強調されるようになった。リーガル・リアリズムの隆盛である。

リーガル・リアリズムの運動は当初、コロンビア・ロー・スクールを拠点としていた。しかし 1930 年代にはイエール・ロー・スクールに中心を移すことになった。その背景には、まず、当時のイエール・ロー・スクールが、ウィリアム・ダグラス(William Douglas)、ジェローム・フランク(Jerome Frank)、アンダーヒル・ムーア(Underhill Moore)など、リーガル・リアリズム運動の主導者を教授陣として擁していたという事情がある。

また、リーガル・リアリズムには、法を他の社会科学の研究成果に結びつけて理解しようとする傾向がみられる。(2)において説明したように、イエールでは、従来から、大学とロー・スクールの間に緊密な関係が存在し、そのことが学際的な法の研

究・教育を可能にする下地となったと考えることができる。

そしてイエール・ロー・スクールは、ハーヴァード・ロー・スクールとの対抗関係の中で、自らをリーガル・リアリズムの中核と位置づけた。法学の研究のみならず、教育の面においても、ルール懐疑主義や社会科学の研究成果に基づく法の理解というリーガル・リアリズムの特徴が現れることになったのである。

これらの研究成果についても、今後、紀要・記念論文集などの媒体での公表を予定している。

- (5) 以上にみてきたアメリカにおける法学教育の変遷及びその多様性を前提として、日本における法学教育との比較研究を行うべきことになる。

この点については、日本の法学教育がヨーロッパ大陸をモデルとする学部レベルでの教育であったことも重要な意味を有する。そしてヨーロッパ大陸(とりわけドイツ、フランス)では、リアリスト・ムーブメントと共通性を有する学問思潮が隆盛した時期が存在するものの、総じてみれば、イエール・ロー・スクール(あるいはアメリカ法学)を特徴づけるリーガル・リアリズムが法学の主流を占めてきたわけではない。それゆえ、法学教育の比較を行ううえでは、各国における法学という学問の在り方を考慮する必要がある。

以上の検討に基づき、本研究の成果の一部として、2015 年 8 月に韓国・成均館大学において、アメリカ、ドイツ、日本における法学という学問の多様性について、講演を行った(学会報告)。講演後の質疑を通じて、日本と同様に、ヨーロッパ大陸の法学と、アメリカの法学の影響を受けた韓国の状況について、考察を深めることができた。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 1 件)

加毛明、共和政初期アメリカにおける法学教育 リッチフィールド・ロー・スクールを中心として、東京大学法科大学院ローレビュー、査読なし、10 号、2015、80-102

〔学会発表〕(計 1 件)

加毛明、法学という学問の多様性について アメリカ、ドイツ、日本、Campus Asia 特別講演(韓国・成均館大学) 2015、ソウル(韓国)

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕

出願状況（計 0件）

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況（計 0件）

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

加毛 明 (KAMO, Akira)  
東京大学・大学院法学政治学研究科・准教授  
研究者番号：70361459

### (2) 研究分担者

( )

研究者番号：

### (3) 連携研究者

( )

研究者番号：